令和7年	第 6	口	嘉	麻	市	農	業	委	員	会	総	会	議	事	録
招集年月日						令和	7年	5月	9 日						
招集の場所					嘉原	麻市征	殳所 .	5 階	会議	室					
開閉会日時	開会 令	和 7 4	年 5 月	9 日	10	時 30	分		開会	全宣言	i	縄	田	ź	录
及び宣言	閉会 令	和 7 4	年5月	9 日	11	時 30	分		閉会	全宣言	Ì	縄	田	ń	禄
付議案件	①議案第	育 19 -	号 農	地法	第 3	条の	規定	によ	る許	可申詞	清につ	つい、	T		
						`	件	ŕ							
	②議案第	②議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について													
	① 送安华	(2件) ②業安第 21 日、曹田地利田伊海弘西(安)の辛目時取について													
	の戦余を	③議案第 21 号 農用地利用促進計画(案)の意見聴取について (14 件)													
	 ④議案第	育 22 -	号 令	和 7	年度				目標	設定	等に~	ついて	7		
	⑤議案第	育 23 -	号 嘉	麻市	農業	振興	地域	整備	促進	協議:	会委員	員の排	推薦!	こつし	ハて
						A									
	⑥通知第	育 5 号	・ 農地	也法算	第 18			.の規: :)	定に	よるi	通知し	こつし	ハて		
 出席及び欠席		Į.	 出席 :	 12 名			- ' '				 欠席	3名	1		
議事録署名委員	5番 松 隈 進 6番 山 田 昻								子						
職務の為委員会に	事務局長 松 尾				典	子 庶務係長				Ē.	伊藤紀子				
出席した者の氏名															
	II.	l													
	議席 番号	氏 名				出	欠	議席番号		氏 名		ļ	出欠		
	1	**	· H	祐二			\supset	9		白	土	良	_		X
農業委員	2	中	寸村	由	美	(\supset	10		縄	田	和	博		0
出席状況	3	Ħ	中	秀 -	_	(\supset	11		Щ	原	田	剛		0
	4	長	野美	[津-	子	(\supset	12		野	見	Щ	保		X
	5	尥	〉	į j	進	(\supset	13		藤	Ē	1	進		0
	6	Ц	1 田	惠 -	子		\supset	14		縄	田		緑		0
	7	4	自	ļ į	青	>	×	15		Щ	﨑	健	_		0
	8	H	き貫き	· 久!	男	(\supset								

農地利用最適化	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
推進委員	千手	村上 勝義	0	岩崎	大木 隆史	×
出席状況	下臼井	坂本 髙行	0			
F-1/114 V V V Z	上西郷	井桁 良光	\circ			

第6回嘉麻市農業委員会総会(令和7年5月9日)

事 務 局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして 下さい。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員 15 名中、欠席者 7 番 中島委員、9 番 白土委員、12 番 野見山委員の 3 名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、総会は成立していますのでご報告いたします。

事 務 局 本日の資料の確認をさせて頂きます。

事前に配布しておりました令和7年第6回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料の2点です。ご確認をお願いいたします。

それでは、開会宣言を副会長にお願いいたします。

副 会 長 只今から令和7年第6回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事 務 局 │ 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。

会 場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。

それでは、会長挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

事 務 局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか?

会場 (異議なしの声あり)

議 長 │署名委員につきましては、 5番 松隈委員と 6番 山田委員にお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。 議案第 19 号を議題といたします。 事務局に説明をお願いします。

事 務 局 | それでは、1 ページをお願いいたします。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和7年5月9日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山﨑 健一

事 務 局 今月は農地法第3条関係におきまして、3件の申請が出ております。 それでは2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係 審議番号1

申請地:嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番 地目:田 地積:2,738 ㎡

申請人譲受人: 飯塚市〇〇 〇〇番地〇 〇〇 (88) 申請人譲渡人: 飯塚市〇〇〇 ○○○番地 ○○ ○○(76)

譲受人耕作地: 自作地 16,191.00 ㎡ 借入地なし 計 16,191.00 ㎡

権利内容:所有権移転 売買

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。

審議番号 1 番について、地区担当:村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員 おはようございます。

この件に関しては、規模拡大ということで審議の方よろしくお願いいたします。

事 務 局 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか?

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして審議番号2番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条関係 審議番号2

申請地:嘉麻市〇〇〇〇〇 OOO番 地目:田 地積:2,882 m

申請人譲受人:飯塚市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇(88)

申請人譲渡人:嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇(92)

譲受人耕作地: 自作地 16,191.00 ㎡ 借入地なし 計 16,191.00 ㎡

権利内容:所有権移転 売買

事 務

局 │ この申請は、譲受人の○○○氏が譲渡人の○○○○氏より農地を売買で取得する ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、 ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、3ページに位置図、4ページ に申請地図を添付しております。以上でございます。

議

長一只今、事務局の説明が終わりました。

審議番号2番について、地区担当:村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員「この件につきましても規模拡大ということでご審議よろしくお願いいたします。

議

長 | 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号2番について、ご質問はございませんか?

松隈推進委員

松隈です。1 番と関連してですが、譲受人88歳で、耕作者のあと一名といった方はど ういった方でしょうか?

事 務

局 │ 従業員の方がということです。

松隈推進委員 分かりました。

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。

審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会

【挙手】

婸

議

長 | 賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

推進委員の退席をお願いいたします。

議

長 │ 続きまして審議番号3番について事務局に説明をお願いいたします。

事 嵡

局 農地法第3条関係 審議番号3

申請地:嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目:田 地積:533 ㎡ 申請人譲受人:嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇〇〇 〇〇 〇〇 (65)

申請人譲渡人:嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇(90)

譲受人耕作地:自作地なし 借入地なし

権利内容:所有権移転 贈与

局 事 務

この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、 ご審議よろしくお願いいたします。 資料といたしまして、5ページに位置図、6ページ に申請地図を添付しております。以上でございます。

議

長 | 只今、事務局の説明が終わりました。

審議番号3番について、地区担当:坂本推進委員に説明をお願いいたします。

坂本推進委員

おはようございます。〇〇〇地区担当の坂本です、〇〇〇地区の本案件の説明を行いま す。申請地は、00000 000番0 地目:田 面積:533 ㎡の1筆でござい ます。

申請地は譲渡人の〇〇〇氏が家庭菜園として耕作されており、現在も野菜等が作付け されております。この度、譲渡人が高齢となり家族で協議した結果、息子の〇〇〇に 譲渡するということで本日の 3 条申請に至っております。譲渡人〇〇〇〇氏と譲受人 ○○○○氏は親子関係にあり速やかに進められております。また譲受人は申請地におい て野菜等を作付けされ、申請地周辺の草刈り等の管理もきちんと行っております。よっ て、今回の3条申請においてはなんら問題ないと考察されることをここにご説明申し 上げます。

議 長一只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号3番について、ご質問はございませんか?

会 場 (なしの声あり)

長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。 議 審議番号3番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

【挙手】 会 揚

議 長 | 賛成多数であります。

> よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 推進委員の退席をお願いいたします。

続きまして、議案第20号を議題といたします。

局 | それでは、3ページをお願いいたします。 事 務

> 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和7年5月9日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山﨑 健一

今月は、農地法第5条関係におきまして、2件の申請が出ております。 それでは、4ページをお願いいたします。

事 務 局 農地法

農地法第5条関係 審議番号1

申請地:嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目:田 地積:845 ㎡

申請人譲受人:嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇

有限会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

申請人譲渡人:嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇(93)

転用目的:事務所建設及び資材置場

農地区分:第1種農地

事務局

この申請は譲受人の有限会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇氏が、譲渡人の〇〇 〇 氏より権利を取得し、事務所及び資材置場の建設を計画しているものであります。地元 との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。

立地基準:土地改良法に規定する土地改良事業の施行に係る区域内にある農地

許可基準:申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落

に接続して設置されるもの

資料といたしましては、アページに位置図、8ページに申請地図、9ページに現況平面図・土地利用計画平面図・断面図、10ページに立面図、11ページに平面詳細図を添付しております。以上でございます。

議長

長│只今、事務局の説明が終わりました。

審議番号1番について、地区担当:井桁推進委員に説明をお願いいたします。

井桁推進委員

おはようございます。〇〇〇・〇〇〇・〇〇地区担当の推進委員の井桁です。よろしくお願いいたします。

資料の 7 ページをご覧ください。現地は〇〇〇地区の西側にあたるところで、〇〇〇号線が通っていますけれど、その道沿いに〇〇〇〇〇公園があります。それの北側直線距離でだいたい 100mくらいのところ、〇〇〇号線沿いに信号機がありますが北西方向に約 300mくらい走行した地点にあります。

その次8ページをご覧ください。申請地は中央の黒塗りのところです。

西側におれて進入路がありますが、だいたい幅が3m60くらいです。申請地の東側が宅地ということになっていますが、ここは譲受人の〇〇〇さんの倉庫と事務所それから住宅が建っております。北側が隣地境界が畔を挟んで田んぼになっています。休耕田です。西側は境界線挟んで、休耕地です。南側は30cmのU字溝が設置してあって、その向こうが2mほどの法敷きがあって雑種地になっています。この周辺には5軒の住宅があります。申請地は10年以上前から耕作はされていないところです。休耕地の状態です。理由は水がないということです。天水田で池もありません。10年前に作って

いた時は東の方にある用水路からポンプアップして水をあげて作っていたということです。今はもうままならないということで耕作されていません。その周辺の田んぼもそういった感じです。それから次の土地利用計画平面図 9 ページをご覧ください。進入路を書いています、建物の計画は入ってきてから駐車スペース、8 台分くらいスペースをとってあって、南側に事務所を作る予定。そのとなりが建設機械置場ということでユンボ 1 台、ダンプ 1 台それぞれ置く計画ということです。それから西側に建築資材置場ということで内容は真砂土、クラッシャーラン等を置くということです。北側が今は畔で隣地境界線がありますが 3 段積くらいのブロックを積んで、その内側に建設資材置場を作るということで、ここには鋼管、木材等を置くようです。この土地は砂利敷きにするということを聞きました。申請地の周辺に 5 戸、〇〇〇さんをのぞいたら 4 戸住宅がございますが、譲受人の〇〇〇〇に聞きましたこところ資材置場とか事務所を建てる話はしていないけど、住民との関係は良好ということです。司法書士の方に聞いたところこの申請に同意の提出の必要はないということでした。

ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 今日は現地での詳しい説明ありがとうございました。 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか?

- 伏 貫 委 員 5条申請で、転用が出ているんですけれど、農振地域の関係でここはもともと農用地域 だったのか、農用地域外だったのか。第 1 種農地になっているので。
- 事務局からお答えさせていただきます。こちらが以前は農振農用地青地だったんですけれども、転用手続きの前に除外申請されて現在は除外されております。現在は、農振農用地外という取扱になっております。 農振農用地は農振法の開発制限の許可ですのでそちらを除外されたのち、土地改良が以

農振農用地は農振法の開発制限の許可ですのでそろらを除外されたのら、工地改良が以前行われていた土地ということで第 1 種農地の取扱いとなります、第 1 種農地の許可できる要件、不許可の例外といったところで、地域に居住する者の日常生活上、業務上必要な施設を設置する場合という許可要件に該当するということで今回の申請に至っております。

伏 貫 委 員 農地の転用申請が出てくれば、農振地域が関係していて農政係と農業委員会と打ち合わせをやっていると思うんですけれど、もし農用地域であれば、除外申請をして県の許可申請で許可をとって許可書と一緒に農業委員会に提出するという、4 条 5 条申請はそうなっていると思います。

今から先、4 条 5 条申請があると思うんですけれど、それは全て農振地域から除外された農地と思っていいですか?その確認ができていれば良いです。

事務局 一応、農業委員会と農政係で転用の場合は打ち合わせを行いまして、農振農用地でありましたら除外後でしか転用の受付はしておりませんので、全て除外後もしくは農振農用地外の転用申請と思っていただいて構いません。農振の除外ですが、以前県の方の許可

ということでしたが、現在市町村の方の許可となっております。県の方の意見聴取はしなければならない。ということで、市の方で許可書の発行ということになっております。

議 長 よろしいですか?

他に質問がないようですので採決に入りたいと思います。

審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場【挙手】

議 長 賛成多数であります。

よって本案は県の許可案件でありますので、許可相当として意見を付して県に進達したいと思います。推進委員の退席をお願いいたします。

議長 続きまして審議番号 2 番について、地区担当の大木推進委員が所用で欠席のため、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 | 農地法第5条関係 審議番号2

申請地:嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目:田 地積:586㎡

申請人譲受人: 嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 (32) 申請人譲渡人: 嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 (76)

転用目的: 戸建住宅の建築 農地区分:第2種農地

事 務 局 この申請は譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人の〇〇 〇〇氏より権利を取得し、戸建住 宅の建設を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書 類も特に問題ないと思われます。

立地基準:市役所からおおむね500m以内の農地

許可基準:申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で 集落に接続して設置されるもの

資料といたしましては、12ページに位置図、13ページに申請地図、14ページに土地利用計画図、15ページに造成計画縦横断面図 1、16ページに造成計画縦横断面図 2、17ページに立面図を添付しております。以上でございます。

議長十只今、事務局の説明が終わりました。

審議番号2番について、ご質問はございませんか?

会 場 (なしの声あり)

議 長 | 質問がないようですので採決に入りたいと思います。

審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。

よって本案は県の許可案件でありますので、許可相当として意見を付して県に進達したいと思います。

副 会 長 続きまして、議案第21号を議題といたします。

番号 2 について山﨑会長が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、山﨑会長の退席をお願いいたします。

事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 | それでは、5 ページをお願いいたします。

議案第21号 農用地利用促進計画(案)の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。

令和7年5月9日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山﨑 健一

事 務 局 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。

それでは6ページから8ページをお願いいたします。

14件47筆60,187.00㎡

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。 以上でございます。

副 会 長 本案について、ご質問はございませんか?

会 場 (なしの声あり)

副 会 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。

本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

副 会 長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。

ここで山﨑会長の入室をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 22 号を議題といたします。 事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 | それでは、9 ページをお願いいたします。

議案第22号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について標記の件について農業委員会の具体的な活動目標の設定として別紙のとおり審議に付する。

令和7年5月9提出 嘉麻市農業委員会 会長 山﨑 健一 それでは、10ページをお願いいたします。

事務局

I 農業委員会の状況につきましては、農業委員会の現在の体制と農家・農地等の概要となっております。

11 ページをお願いします。

- Ⅱ 最適化活動の目標
- 1 最適化活動の成果目標
- (1)農地の集積

目標につきましては今年度の新規集積面積 30ha、今年度末の集積面積は 850ha となっております。

- (2) 遊休農地の解消 目標につきましては 3ha となっております。
- 8月から農地パトロールを実施し、10月に利用意向調査を予定しております。
- (3) 新規参入の促進 目標につきましては、目標面積を13.6ha としております。
- 2 最適化活動の活動目標 推進委員等が最適化活動を行う日数目標
- 1人当たりの活動日数を月に6日としております。以上でございます。
- 議長「只今、事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか。
- 会 場 (なしの声)
- 議 長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
- 会 場 【挙手】
- 議 長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定し、市のホームページに公表することにいたします。 続きまして、議案第23号を議題といたします。

事 務 局 | それでは、13ページをお願いいたします。

議案第23号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会条例第3条の規定に基づき委員を推薦する。 令和7年5月9日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山﨑 健一

事 務 局 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員に令和6年8月1日から令和9年7月31日 までの任期で、山田委員、嶋田前委員、添田前委員、縄田緑委員の4名にお願いをしておりましたが、農業委員の改選により2名の欠員がでましたので、農林振興課農政係より推薦依頼がありました。

任期については、委嘱の日から前回と同じく令和9年7月31日までとなっております。

議 長 本件について質問はございませんか? それでは時間をとりますので、推薦者を選出したいと思います。 みなさんの意見はありますか?

会 場 (なしの声あり)

- 議 長 何も意見が出ないようですので、選考に入りたいと思いますがよろしいですか? 前回は各地区から 1 名ずつのようですので、碓井と稲築の委員の方いかがですか?
- 議 長 稲築は中村委員が食料農業農村政策審議会委員に農業委員会から選出されております ので長野 美津子委員で、碓井は松隈 進委員でどうでしょうか。よろしいでしょうか? 事務局説明をお願いいたします。
- 事 務 局 農業振興地域整備促進協議会は、さきほど伏貫委員からありました農振地域の除外や編入といった件を話し合う会になります。全体計画からの除外ということになりますので6月30日の日に締め切りをいたしまして、8月から9月に会議が1回、11月の末に除外や編入の許可が出るというかたちで、半年スパンでの計画変更が行われます。申請がある場合は、年2回の出席をお願いいたします。
- 議 長 議案第 23 号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員は、 長野委員、松隈委員の 2 名を推薦することに賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。
- 会 場 【挙手】
- 議 長 賛成多数であります。
 よって、嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員に長野 美津子委員、松隈 進委員の 2 名を推薦することにします。

議		長	続きまして、通知第5号を議題といたします。
事	務	局	それでは、16ページをお願いいたします。 通知第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和7年5月9日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山﨑 健一
事	務	局	今月は7件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており 17ページから 18ページに報告書を添付しております。
議		長	本件は報告のみでございます。
議		長	続きまして、会議次第5番、その他に入らせていただきます。 事務局の説明をお願いいたします。
事	務	同	次回総会の日程についてでございますが、6月10日(火)10:30からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。また、総会議案書送付時に同封しておりましたクールビズの実施についてですが、令和7年5月から通年化することになっておりますのでお知らせいたします。
議		長	委員さんの方からは、何かございませんか?
会		場	(なしの声あり)
事	務	局	閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。
副	会	長	これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。
		以	上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。
		-	議 長
		-	5番委員
			6番委員